

## 第5回情報公開・提供の検証、見直し第三者委員会議事概要

- ・日 時／平成30年8月3日（金） 10:00～11:25
- ・場 所／県庁502会議室
- ・出席者／委 員 伊藤委員、稲葉委員、小笠原委員、中山委員、西村委員、  
星川委員、三澤委員、峯田委員  
（欠席 長谷川委員）  
事務局 総務部長、総務部次長、改革推進監、行政改革課長、学事文書課  
文書法制主幹ほか  
関係部局 情報政策課長、危機管理課長ほか

### 1. 開 会

- 第5回情報公開・提供の検証、見直し第三者委員会を開会

### 2. 挨 拶

- 総務部長が挨拶した。

### 3. 協 議

#### (1) 情報公開・提供の見直しについて

- テーマ2について、資料により事務局から説明があった後、委員が意見等を述べた。意見交換の後、事務局案のとおり了承

#### <委員の主な意見等>

#### テーマ2 文書管理

##### (中山委員)

- ・ 監査の実施結果を誰に報告するのか。
- ・ 監査委員の監査、外部監査、準備を進めている内部統制の義務化に対する打合せをしているのか。

##### (事務局)

- ・ 学事文書課長を充てる予定の副総括文書管理者（仮称）が監査を実施して、次長級の改革推進監を充てる予定の総括文書管理者（仮称）に監査結果を報告することを考えている。先行例の熊本県も同様。

##### (事務局)

- ・ 監査委員監査、包括外部監査、及び内部統制と、今回の監査との関連性は想

定していない。内部統制に関しては、地方自治法が改正されて、平成 32 年度まで方針や体制を整備することになっているが、財務監査が中心と考えており、今回の監査とは中身が違う。

(中山委員)

- ・ 監査という名称が数種使用されることから、内部的に混乱しないようにしてほしい。

(峯田委員)

- ・ 文書管理が厳しくなると、指示や説明を口頭で行い、メモを取らせなくなるおそれがある。文書の作成義務を定めないと、法の趣旨である政策決定過程を全部検証することにならないのではないかと。重要な政策決定や、予算規模のある事業の意思形成過程が文書化されるか不明確である。特に、公文書管理法にも、他県の条例にも出てくる、その他の事項をどのように定めるかが大事になってくると思う。全ての所要の事項については、知事も含めて、意思形成過程を明らかにするような文書作成義務を課していただきたい。
- ・ 公文書と個人管理文書の区別の明確化を検討しているが、そもそも、職員が起案の下書きをしている段階のメモも公文書に入るという趣旨からすると、指示や説明を受けた後、指示されたことを記したメモも公文書にあたるので、職員に周知をして、公文書として管理するようにしてほしい。
- ・ 文書の不適切管理についての懲戒を検討しているが、そもそもつくるべき文書を作成しなかったことが一番問題だと思うが、どう考えるか。

(事務局)

- ・ 文書の作成義務は、公文書管理法にならい、資料 6 ページの点線囲みに示す規定を設けていきたいと考えている。同法においても、「その他の事項」を規定しており、資料に例示した(1)から(5)以外の事項も文書を作成しなければならない。具体的には、公文書管理法施行令の別表に詳しく書かれており、さらに追加したものがガイドラインの別表に掲げられているので、本県についても、条例の検討の段階で、法にならい規定することを考えている。
- ・ 個人メモと公文書の話については、7月20日に公表された政府の見直し結果に触れられていなかった。今後、国や他県の取扱いがどのようなものかを見ながら、条例の検討の中などで、議論していきたいと考えている。
- ・ 懲戒処分については、人事院で検討中のため、その内容が明らかになった段階で、人事課又は人事委員会で検討が行われるものと考えている。

(小笠原委員)

- ・ 公文書の範囲が広くなり、不適切な公文書管理にどのようなものが入るのかというところで、例えば、誤って異なる公文書を過失で作成してしまうことも

あてはまるのであれば、文書を作成するインセンティブが無くなってしまう。懲戒処分を検討する際、故意に改ざんしたなど、悪質度が高いものを対象にする方が、公文書管理を広く実施していくという点ではよいと考える。

(事務局)

- ・ 懲戒処分については、小笠原委員の御発言のとおり、全ての瑕疵に関して処分するのではない。執務上のことや、私生活の交通事故など、一定ライン以上のことについて処分するのが現行の懲戒処分の考え方。公文書管理についての懲戒処分を検討している場合でも、総論として、現行の考え方が含まれると考えており、地方公務員の場合、国家公務員との均衡も考えなければならないので、結論としては、人事院の検討を踏まえて、県の処分基準の中に、どのように落とし込むか検討していくことになる。

(西村委員)

- ・ 不適切な公文書に関する管理について懲戒処分を検討とあるが、まずは（不適切な事案を）起こさないことが重要。職員に対する教育を定期的を実施すべき。文書管理に関する研修は新規採用時のみ実施しているのか。

(事務局)

- ・ 現在は、新規採用職員の研修で文書管理の研修を実施しているが、今後は、職制に応じた研修、例えば文書責任者、次長級、課長級など、職務の階層に応じた段階的な研修をやっていきたいと考えている。

○ テーマ3について、資料により事務局から説明があった後、委員が意見等を述べた。意見交換の後、改善案の一部修正、追加も含めて事務局案のとおり了承

<委員の主な意見等>

テーマ3 歴史公文書の保存

(峯田委員)

- ・ 以前学校で消費者教育を広めようとした時に、時間が無いので無理だと却下されたことがあった。歴史公文書を学校等での学習活動に利用していくことについては、どの程度現実味があるものなのか。

(事務局)

- ・ 資料にある授業の展開例は事務局で作成したものであり、教育委員会と調整はしていない。今後条例等も策定し、歴史公文書の利活用について教育委員会に働きかけていきたい。

(事務局)

- ・ 学校の教育課程にプラスして何かしてくれと頼んでも、仰るとおりの状況になる。社会（近現代史、山形郷土史）の教育課程の中の一つの参考資料として、外出しではなく、教育課程の中で取り組んでいただけるようなテーマでやるという工夫が必要となる。

(三澤委員)

- ・ 学習指導要領が移行期間にあり、今後は探究型学習や課題解決型学習が大事になってくる。自分たちで課題を考え、解決策を探す手段の一つとして、昔のことが分かる公文書がここにあるということを知っていただくだけで授業に深みが出ると考えている。探究型学習に活用いただくために周知し、さらに収集段階で、学校でも活用できる資料を意識して集めると、先生方も忙しい中でも活用できるというイメージで、最初学校での利活用という意見を述べさせていただいた。

(事務局)

- ・ きちんと文書を公文書センターに収集し、皆さんにお使いいただけるような体制を作るということを再認識させていただいた。

(稲葉委員)

- ・ 公文書センターを公の施設への転換を図るとあるが、分かりにくいのではないかと。公の施設への転換とはどういう意味なのか、転換を図るとどうなるのか。

(事務局)

- ・ 公文書館法では公文書館は条例で設置することになっているが、これは公文書館が社会福祉の増進のためのものであり、公の施設に相当するものであることから規定されている。現在は要綱で設置しているが、条例で設置すれば議会の議決が必要となり、勝手に廃止することができなくなるため、将来的にはそういったものにしていきたいと考えているが、まずは所蔵数を増やしていくことを優先していきたい。

(稲葉委員)

- ・ こういうことを実現するために転換を図るというふうにした方が分かりやすいのではないかと。個人的には、(公の施設にすると)利用請求権が認められ、法的な意味で積極的な利活用を図れることが重要だと思う。言葉を足した方が分かりやすいのではないかと。

(事務局)

- ・ 御指摘いただいたところは文言を入れて修正したい。
- ・ 利用請求権については、条例で規定する必要がある。テーマ2の資料に各県の条例との比較表があるが、鳥取、島根、香川、熊本が利用請求権を設定している。例えば熊本は公文書館がないため県庁舎で閲覧に供しているが、利用請求権を設定している。今後県の条例の検討の中で、有識者の意見を聞きながら考えていきたい。
- ・ なぜ公の施設にするかについては、公共の福祉の増進のためなど、文言を考えたい。

(稲葉委員)

- ・ なぜ公の施設は条例設置主義がとられているかという、一般的には住民が役務の提供を受ける権利を持っているからである。公文書館の役務は何かという、核となるのは利用であると考えため、そういう観点でアプローチするということもできる。公の施設化という意味が、どういう意味だろうと思う方がいると思われるので、そこを明確にした方がいいのではないか。

(事務局)

- ・ 条例案の検討に当たっては、歴史公文書の利用・保存について記載することを基本に検討することになっているが、ここに利用請求権を含めた歴史公文書の利用についても含めている。
- ・ 公の施設にするかしないかは別に、熊本県のように利用請求権だけを設定することも可能なので、条例の検討の中で議論していただきたいと考えている。

(小笠原委員)

- ・ 新たな候補地の選定について、遊学館は県庁に近いことがメリットだが、新たな候補地も同様に県庁に近いところ、あるいは遊学館周辺を考えているのか。また、そうであればどの程度の規模のものを確保することを想定しているのか。

(事務局)

- ・ 住民の利便性を考えると、山形市内が候補地として有力と考えている。規模については、今の遊学館は5,000冊程度だが、毎年度県庁舎から歴史公文書として移管していく数と今後の年数を考慮して規模を考えなければならない。他県の状況も参考にしながら検討していきたい。

(三澤委員)

- ・ 沖縄のホームページを見ると、ホームページも立派で、映写会や講座をやっていたり、行ってみたいと思える公文書館だった。その反面、管理に至るまでの動画を見ると、非常に時間とお金がかかることも分かった。山形県でも今度そういうものを作るのであれば、ビジョンがとても大事になると感じた。今後

山形県として次の世代にどのようなものを残していくかをきちんと考えなければならないので、今後所蔵数を増やすことと並行して、ビジョンというものも検討していただければと思う。

(星川委員)

- ・ 所蔵数を増やしていくことが目的でその恩恵として利用者が増えていくのか、もしくは利用者を増やすために所蔵数を増やすのか、どちらなのか。どちらが本来の目的なのか明確にした方が議論が進んでいきやすいと思ったので、検討いただきたい。

○ テーマ5について、資料により事務局から説明があった後、委員が意見等を述べた。意見交換の結果、ガイドライン3（3）の見出しの変更と定義付けを修正のうえ、次回提案するよう指示あり。

<委員の主な意見等>

テーマ5 災害が発生した場合の公表

(小笠原委員)

- ・ ガイドラインの3（3）個人が特定できる情報の公表について、見出しを①避難者、②被災者、③行方不明者、安否不明者とした方がわかりやすい。
- ・ ガイドラインの中に、避難者や被災者の定義を入れてほしい。

(事務局)

- ・ 御意見に沿って整理をさせていただきたい。

(峯田委員)

- ・ ガイドラインの3（2）安否確認の情報提供について、照会者が単身赴任や大学等で一人だけ別居している方などの場合は同居していない親族に当たり、同居親族の場合と提供できる情報に格差があり過ぎておかしいと思う。どう考えているか。

(事務局)

- ・ 災害対策基本法の解釈の部分になるので、次回まで確認させていただきたい。

(三澤委員)

- ・ 私も同じようなことを考えていた。年輩の一人暮らしの方が増えてきている。そういう所も踏まえて検討してほしい。

(伊藤委員長)

- ・ ガイドライン3(2)の同居親族や同居していない親族への情報提供の考え方を検討してほしい。また、(3)の避難者、被災者、行方不明者、安否不明者という見出しの変更と定義付けを修正のうえ、次回提案してほしい。

○ テーマ11について、資料により事務局から説明があった後、委員が意見等を述べた。意見交換の後、事務局案のとおり了承

<委員の主な意見等>

#### テーマ11 オープンデータ(統計情報等)の推進

(峯田委員)

- ・ 官民データ活用推進計画で、官民が少子高齢化のためにデータを活用するどのような計画はまだ決まっていないのか。

(事務局)

- ・ 今の段階ではない。この計画は、細かいデータ項目まで言及するものではなく、取組を述べるような形での記載がメインとなる。

(峯田委員)

- ・ 他県では高齢者の交通事故が多い場所などのデータを比較して、交通対策に活かしていくような計画例が挙がっていたが、そういうものは入らないのか。

(事務局)

- ・ 本県でも、交通事故の多い交差点などをマップ化して、県のホームページを通じて公表している。今後、ICT推進方針を取りまとめる中で、そういった視点でのデータの活用なども含めて検討していきたい。

(2) その他

○ テーマ8庁内会議の記録の作成・保存について、参考資料により事務局から説明があり、委員からの意見はなかった。

(松井課長)

- ・ 次回の委員会では、テーマ5を継続協議し、改善案については、検討した結果を次回御提示申し上げる。それと併せて、他のテーマも最終報告案ということで次回御提示申し上げたいと考えているので、よろしく願いしたい。

#### 4. 閉会

- 次回の委員会の日程について連絡した。